

家族信託・個人による活用事例①

-認知症対策信託-



1.事例の概要

①相談者：A氏（47歳）

②事例背景：

●A氏の父親B氏（74歳）：

- ・身体はとても元気だが、最近は徐々に物忘れが多くなってきた。
- ・A氏は父親Bが、**近い将来「認知症になるのでは」**と心配している。

●父親Bの資産状況：

- ・不動産、株式投資→**様々な財産を自分で管理**している。
- ・A氏は**資産状況を完全に把握できていない**。

●父親Bの家族状況：

- ・A氏以外に前妻との子Cがいるが、現在「**音信不通**」の状態。



2.家族信託以外の対策例・その課題点

1.対策例①：任意後見制度の活用

- 父親 B が子供 A さんを「将来の後見人」に指定→任意後見契約の締結。
- 対策例①の課題点：
 - ・ 元配偶者の子 C は推定相続人→**相続時に混乱**することが予想される。
 - ・ 財産内容が複雑・総額が大きいと→**家庭裁判所の管理**が相当厳しくなる可能性が高い



2.対策例②：遺言書の作成

- 遺言書内容→「父親 B が A さんに全財産を相続させる」
- 対策例②の課題点：
 - ・ C が父親 B の死亡を知れば、「**遺留分減殺請求**」を行う可能性が高い。
 - ・ そうなると、全ての財産が「**共有状態**」になってしまう。



3.家族信託を活用した提案

●対策例：B氏と委託者兼当初受益者／A氏を受託者とする家族信託契約書締結

①具体的内容：

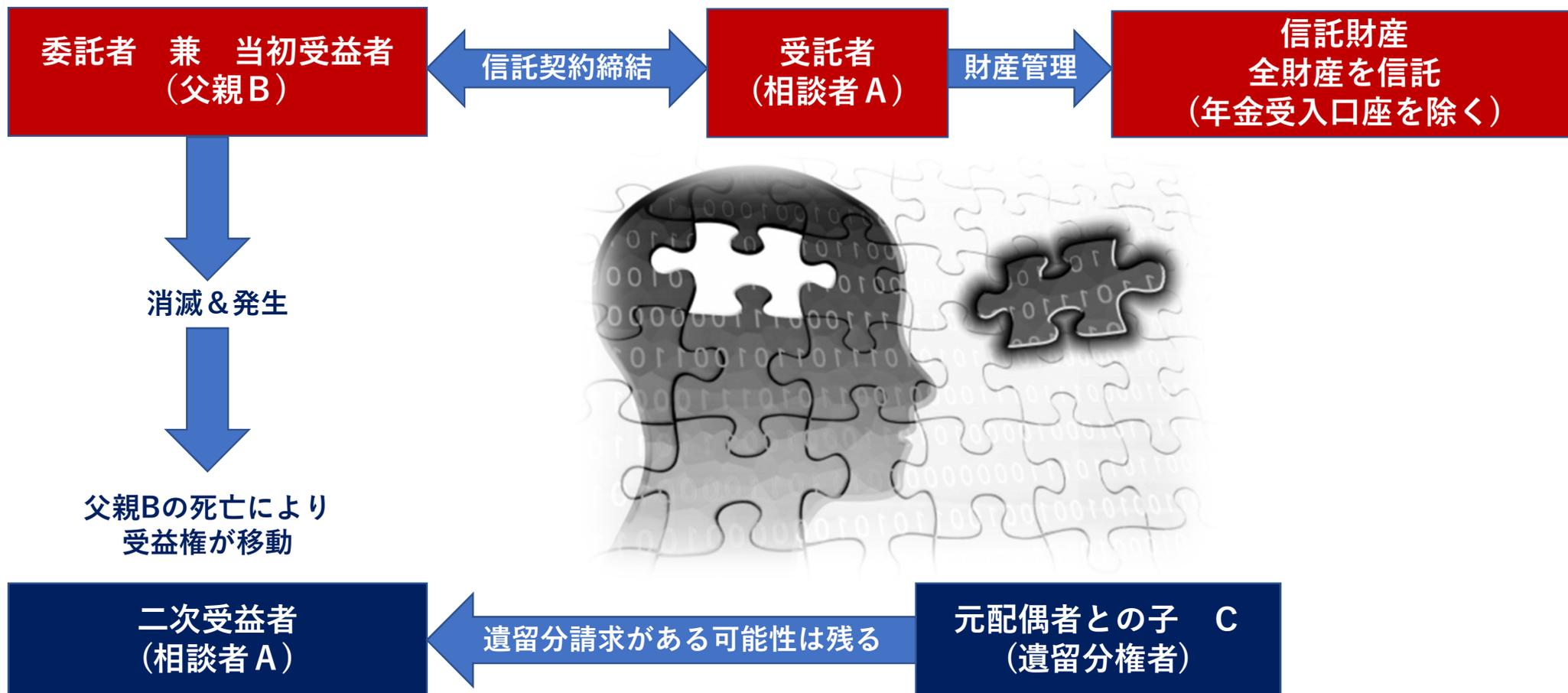
- ・ **A氏を二次受益者**とする。
- ・ **全財産を信託財産**とする（年金受入口座を除く）

②契約書に明記する内容：

- ・ 「本信託受益権は相続によっては承継されない」
- ・ 「受益権を有する者が死亡した場合→その者の有する受益権は消滅→次順位の者が新たな受益権を取得する」
- ・ 「次順位の者が既に死亡していた場合→更に次順位の者が受益権を取得する」
- ・ 上記スキームを **「消滅&発生型契約」** と言う



4.本事例のスキーム図



5. 家族信託を活用するメリット

- ① 家族信託契約発動後→父親 B の信託財産管理は、B 氏の心身状態に関係なく、受託者である A 氏が行うことになる。
- ② B 氏が認知症後も→**法定後見人が付いたとしても→家族信託された財産には権限が及ばない。**
- ③ 家族信託契約がされた財産は「相続財産」から外れる。
- ④ 受益権の移動を、「**消滅&発生型**」にしておけば、二次受益者が相続ではなく、「固有の財産」として、新たな受益権を得ることが可能となる。
- ⑤ 遺留分権者 C 氏との関係において→**少なくとも B 氏の財産を「相続財産」として取得されることはない。**
- ⑥ 財産の「**共有化リスク**」を回避出来る。
(遺留分対向型信託)
- ⑦ 遺留分権者との問題が解決した後、A 氏は取得した受益権を、家族信託契約を解除して、「所有権」に戻すことも出来るし、新たな受益権を設定して、契約継続も可能である。

相続対策・家族信託のタイミングはいつか？

◆問題の顕在化と対策のタイミング

